

Let's have a break!

国際特別委員会

租税条約について

租税条約とは、国と国との間で結ばれた税金に関する条約であり、原則として国内法に優先して適用されます。

平成30年3月現在、日本は123の国と地域との間で租税条約を締結しています。アメリカ合衆国との間でも締結しており、平成15年に日米租税条約を全面改訂しました。

日米租税条約の正式な名称は、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」です。名称からわかるように租税条約の一つ目の目的は、二重課税の回避です。例えば、日米租税条約第14条には、一方の会社員が他国へ183日以下の短期で出張した場合は、出張先の国では

課税しないと規定しています。租税条約が無ければ、双方の国で課税が発生してしまうのですが、租税条約によって二重課税が発生しないようにしています。

もう一つの租税条約の目的は脱税と租税回避行為の防止です。そのため租税条約には課税情報の交換の規定が整備されており、これらの目的を達成することにより、二国間の健全な投資・経済交流の促進に貢献しています。

租税条約には、国際標準となる「OECDモデル租税条約」があり、OECD加盟国を中心に、租税条約を締結する際のひな形となっています。

(渡辺和栄)